

# 新型インフルエンザ等対策市町村行動計画チェックリスト案

I 総論編						
No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
1		新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定(作成趣旨)	△	△		
2		作成(取り組み)の経緯	△	△		
		(計画等の見直し)	△	△		
3		対象となる感染症	◎	◎		
4		対策の目的及び基本的な戦略	◎	◎		
5		基本的な考え方	◎	◎		
6		対策の留意点	◎	◎		
		(1) 基本的人権の尊重	◎	◎		
		(2) 危機管理としての特措法の性格	◎	◎		
		(3) 関係機関相互の連携・協力	◎	◎		
7		被害想定	◎	◎		
		(要援護者等の推計)	△	△		
8		社会・経済への影響	◎	◎		
9		発生段階	◎	◎		
10		役割分担	◎	◎		
		(1) 国	◎	◎		
		(2) 府	◎	◎		
		(3) 市町村	◎	◎		
	府	・保健所が行う搬送体制の整備に協力。	◎			
	府	・府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力。	◎	◎		
	府	保健所設置市としての役割		◎		
		(4) 医療機関	◎	◎		
	府	・公立病院(休日夜間診療所含む)の役割。	◎			開設者のみ
		(5) 指定地方公共機関	◎	◎		
	(6) 登録事業者	◎	◎			
	(7) 一般の事業者	◎	◎			
	(8) 住民	◎	◎			
11	府	医療提供等における保健所設置市との役割分担		◎		
12		主要6項目及び横断的留意点	●	●		
		(1) 実施体制	●	●		
		(2) サーベイランス	●	●		
		(3) 情報提供・共有	●	●		
		目的	●	●		
		手段の確保	●	●		
		発生前の情報提供	●	●		
		発生時の情報提供及び共有	●	●		
	府	・誤った情報が出た場合の風評被害対応。 ・連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信。	●	●		
		提供体制	●	●		
		(4) 予防・まん延防止	●	●		
		目的	●	●		
		主な感染拡大防止策(個人レベル対策、外出自粛等府への 予防接種(特定接種・住民接種)	●	●		
		(5) 医療	●	●		
		基本的考え方		●		
		発生前の医療体制整備		●		
	発生時の医療体制の維持・確保		●			
府	既存の医療施設での対応能力を超えた場合の府への協力	●	●			
府	府(保健所)への(搬送等)協力	●	●			
府	帰国者・接触者外来リスト化協力(公立病院・休日診療所等)	●	●			
	(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	●	●			
	(要援護者対策)	△	△			

II 発生段階における対策						
1. 未発生期						
No.	区分	項目	必須	HC市必須	チェック	備考
1		状態	◎	◎		
2		対策の目的	◎	◎		
3		対策の考え方	◎	◎		
4		(1)実施体制	◎	◎		
		行動計画の策定	◎	◎		
		体制の整備及び連携強化	◎	◎		
		・関係機関との情報交換、連携体制の確認、訓練の実施。	◎	◎		
府		・府が対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに対策本部(任意の対策本部を含む)を立ち上げられるよう体制を整備。		◎		
5		(2)サーベイランス・情報収集	◎	◎		
		情報収集	○	○		
		インフルエンザに関する通常のサーベイランス		◎		流行調査・動物サーベ
		学校サーベイランスへの協力	◎			
		調査研究		◎		
6		(3)情報提供・共有	◎	◎		
		継続的な情報提供	○	○		
		・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について各種媒体を活用し、継続的に容易な情報提供実施。	○	○		
		・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策を普及。	○	○		
		体制整備等	○	○		
		提供内容・媒体	△	○		
		一元的提供体制の整備(広報チーム)	△	○		
		ホットライン設置準備	◎	◎		
7		コールセンター等設置準備	◎	◎		
		(4)予防・まん延防止	◎	◎		
		対策実施のための準備	◎	◎		
		・緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、住民の理解促進。	○	○		
		地域対策及び職場対策の周知	◎	◎		
		・緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備。	○	○		
		水際対策(検疫所との間で訓練や研修会)		◎		
		予防接種	◎	◎		
8		特定接種	◎	◎		
		・厚生労働省が行う登録事業者の登録にへの協力。	◎	◎		
		住民に対する予防接種	◎	◎		
		・速やかにワクチンを接種する体制の構築に関すること。 ・市町村間で広域的な協定に関すること。 ・接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法の準備。	◎	◎		
		(5)医療	◎	◎		
府		地域医療体制の整備		◎		
		府内感染期に備えた医療の確保		◎		
		研修等		◎		
		医療資器材の整備		◎		
		検査体制の整備		◎		政令市のみ
		臨時の医療施設への転用候補施設のリスト化協力	◎			
		帰国者・接触者外来リスト化協力(公立病院・休日診療所)	◎			
		府の搬送体制確保への協力	◎			

No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
9		(6)府民生活及び府民経済の安定の確保	◎	◎		
		要援護者への生活支援	◎	◎		
		・府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の具体的手続きの決定。	◎	◎		
		火葬能力等の把握	◎	◎		
		・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備について府への協力。	◎	◎		
		物資及び資材の備蓄等	◎	◎		
	・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等。施設及び設備等の整備。	◎	◎			

2. 府内未発生期						
No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
1		状態	◎	◎		
2		対策の目的	◎	◎		
3		対策の考え方	◎	◎		
4	府	(1)実施体制		◎		
		・府が対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げ。		◎		
5	府	(2)サーベイランス・情報収集	◎	◎		
		情報収集	○	○		
		サーベイランスの強化（流行調査・動物サーベイ除く）		◎		
		府 学校サーベイランスへの協力	◎			
6		(3)情報提供・共有	◎	◎		
		情報提供	○	○		
		コールセンター等の設置	◎	◎		
7		(4)予防・まん延防止	◎	◎		
		府内での感染拡大防止策の準備		◎		
		・感染症法に基づく準備。		◎		
		・検疫所から提供される入国者等に関する情報の有効活用。		◎		
		感染症危険情報の発出等	○	○		
		水際対策（検疫所との連携）		◎		
		予防接種	◎	◎		
		特定接種	◎	◎		
		・特定接種の実施。	◎	◎		
		住民に対する予防接種	◎	◎		
		・具体的な接種体制の構築の準備。	◎	◎		
8		(5)医療	◎	◎		
		新型インフルエンザ等の症例定義の関係者への周知		○		
		帰国者・接触者相談センターの設置・周知		◎		
		帰国者・接触者相談センターの周知	◎			
		医療体制の整備	◎	◎		
		府及び保健所設置市は、保健所を通じ、以下の医療体制を整備する。 ・あらかじめ指定する医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設要請。 ・全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請。 一般の医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を要請。 ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し患者又は疑似症患者と判断された場合には直ちに保健所に連絡するよう要請。 ・感染が疑われる患者の検体を府立公衆衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認。 ・感染症指定、協力医療機関等に患者受入れ準備要請。 ・受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力要請。 ・透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握。		◎		
府		府の搬送体制確保への協力	◎			
		医療機関等への情報提供		○		
		検査体制の整備		◎		政令市のみ
		抗インフルエンザウイルス薬の予防投与		◎		
		患者の搬送・移送体制の確立		◎		
9		(6)府民生活及び府民経済の安定の確保	◎	◎		
		事業者の対応	○	○		
		・事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策の実施準備要請。	○	○		
		遺体の火葬・安置等	◎	◎		
		・一時的遺体安置可能施設等の確保ができるよう準備を行う。	◎	◎		
		府民・事業者への呼びかけ	◎	◎		
		・消費者としての適切な行動を呼びかけ	○	○		
		・価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないように要請。	○	○		
		・外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかけ。	◎	◎		

3. 府内発生早期						
No.	区分	項目	必須	HC市必須	チェック	備考
1		状態	◎	◎		
2		対策の目的	◎	◎		
3		対策の考え方	◎	◎		
4		(1)実施体制	◎	◎		
		・緊急事態宣言発出後、速やかに対策本部設置。	◎			
5		(2)サーベイランス・情報収集	◎	◎		
		情報収集	○	○		
		サーベイランスの強化(流行調査・動物サーベ除く)		◎		
	府	学校サーベイランスへの協力	◎			
		・国が実施する臨床情報の収集への協力。		◎		
		・国内の発生状況をもとに、必要な対策実施。		◎		
6		調査研究		◎		
		・積極的疫学調査チームを派遣し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析。		◎		
		(3)情報提供・共有	◎	◎		
		情報提供	○	○		
		・利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に容易で、できる限り速やかに情報提供。	○	○		
		個人がとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知。 ・誰もが感染する可能性があること ・個人レベルでの感染予防策 ・感染疑い、患者となった場合の対応(受診の方法等)	○	○		
7		・学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報提供。	○	○		
		・住民の不安等を解消するための情報提供。	○	○		
		・保健所を通じ、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等。		◎		
		コールセンター等の体制の充実・強化	◎	◎		
7		(4)予防・まん延防止	◎	◎		
		府内での感染拡大防止策	◎	◎		
		・感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等)等の措置。		◎		
		・業界団体等を經由又は直接、住民、事業者等に対し要請。 ・住民、福祉施設、事業所等に対し基本的な感染対策等を勧奨。 ・事業所に対し、症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請。 ・公共交通機関等に対し、適切な感染予防策を要請。 ・基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請。	◎	◎		
		住民への予防接種	◎	◎		
8		・接種の開始。 ・住民対し、接種に関する情報提供。 ・接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種。	◎	◎		
		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	◎	◎		
	府	緊急事態宣言措置の実施に対する府への協力	◎	◎		
8		住民接種	◎	◎		
		・特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施。	◎	◎		

No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
9		(5)医療	◎	◎		
		府内未発生期に引き続いての医療体制の整備		◎		
		・帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続。		◎		
		患者への対応等		◎		
		・感染症法に基づく入院措置。 ・府立公衆衛生研究所等において、PCR検査等の確定検査。 ・濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導。 ・症状が現れた場合、感染症指定、協力医療機関等に移送。		◎		
		医療機関等への情報提供		○		
		一般の医療機関での診察への移行		◎		
	府 府の搬送体制確保への協力	◎				
10		(6)府民生活及び府民経済の安定の確保	○	○		
		事業者の対応	○	○		
		・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請。	○	○		
		府民・事業者への呼びかけ	○	○		
	・消費者としての適切な行動の呼びかけ。 ・価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう要請。	○	○			
11		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	◎	◎		
		水の安定供給	◎	◎		
		・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村、水道企業団は、行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態における水の安定供給に必要な措置を講じる。	◎	◎		
		サービス水準に係る府民への呼びかけ	○	○		
		・住民に対し、まん延した段階においてサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけ。	○	○		
	生活関連物資等の価格の安定等	◎	◎			
	・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視。 ・必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請。 ・必要に応じ、府民からの相談・情報収集窓口の充実。	◎	◎			

3. 府内感染期						
No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
1		状態	◎	◎		
2		対策の目的	◎	◎		
3		対策の考え方	◎	◎		
4		(1)実施体制	◎	◎		
5		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	◎	◎		
		市町村対策本部の設置	◎	◎		
		他の地方公共団体による代行、応援等	◎	◎		
6		(2)サーベイランス・情報収集	◎	◎		
		情報収集	○	○		
	府	サーベイランス		◎		
	府	学校サーベイランスへの協力	◎			
7		(3)情報提供・共有	◎	◎		
		情報提供	◎	◎		
		コールセンター等の継続	◎	◎		
8		(4)予防・まん延防止	◎	◎		
		府内での感染拡大防止策	◎	◎		
		業界団体等経由又は直接、住民、事業者等に対し要請。 ・住民、福祉施設、事業所等に対し基本的な感染対策等を勧奨。 ・事業所に対し、症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請。 ・公共交通機関等に対し、感染予防策を講じるよう要請。 ・基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請。	◎	◎		
		・医療機関に対し濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請等。		◎		
		・濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止。		◎		
		予防接種 ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種実施。	◎	◎		
9		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	◎	◎		
	府	緊急事態宣言措置の実施に対する府への協力	◎	◎		
		予防接種 市町村は、特措法第46条に基づく住民接種実施。	◎	◎		
10		(5)医療	◎	◎		
		患者への対応等		◎		
		・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止。 ・原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請。 ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知。 ・電話診療により、感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について対応方針を周知。 ・医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、診療継続調整。		◎		
		医療機関等への情報提供		○		
		在宅で療養する患者への支援 ・在宅療養患者への支援や自宅で死亡した患者への対応。	◎	◎		
11		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	○	○		
		・区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供するため、府に協力。	○	○		

No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
12		(6)府民生活及び府民経済の安定の確保	◎	◎		
		事業者の対応	○	○		
		・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請。	○	○		
		府民・事業者への呼びかけ	○	○		
		・消費者としての適切な行動を呼びかけ ・価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう要請。	○	○		
13		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	◎	◎		
		業務の継続等	◎	◎		
		・国が行う各登録事業者における事業継続の状況や従業員の罹患状況確認等に協力。	◎	◎		
		水の安定供給	◎	◎		
		サービス水準に係る府民への呼びかけ	○	○		
		生活関連物資等の価格の安定等	◎	◎		
		・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視。 ・必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請。 ・生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有。 ・必要に応じ、府民からの相談・収集窓口の充実。 ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画等により、適切な措置を講じる。	◎	◎		
		要援護者への生活支援	◎	◎		
		・在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等。	◎	◎		
		埋葬・火葬の特例等	◎	◎		
	・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請。 ・一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。	◎	◎			

3. 小康期						
No.	区分	項目	必須	HC市 必須	チェック	備考
1		状態	◎	◎		
2		対策の目的	◎	◎		
3		対策の考え方	◎	◎		
4		(1)実施体制	◎	◎		
		府対策本部、市町村対策本部の廃止	◎	◎		
		・緊急事態解除宣言発出時は、速やかに対策本部を廃止。	◎	◎		
5		(2)サーベイランス・情報収集	◎	◎		
		情報収集	○	○		
		サーベイランス	◎	◎		
		・通常のサーベイランスを継続 ・ウイルスサーベイ及び学校サーベイを再び強化。		◎		
		学校サーベイランスへの協力	◎			
6		(3)情報提供・共有	◎	◎		
		情報提供	◎	◎		
		・利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供。	○	○		
		コールセンター等の体制の縮小	◎	◎		
7		(4)予防・まん延防止	◎	◎		
		予防接種	◎	◎		
		・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種実施。	◎	◎		
8		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	◎	◎		
		予防接種	◎	◎		
		・特措法第46条に基づく住民接種を実施。	◎	◎		
9		(5)医療		◎		
		・通常の医療体制に戻す。		◎		
10		(6)府民生活及び府民経済の安定の確保	◎	◎		
		府民・事業者への呼びかけ	◎	◎		
		・必要に応じ、消費者としての適切な行を呼びかけ。 ・価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう要請。	◎	◎		
11		本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置	○	○		
		・事業者に対し、重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知。	○	○		
		緊急事態措置の縮小、もしくは中止等	◎	◎		
		・府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止。	◎	◎		

【凡例】

◎	府行動計画で「市町村は～」で始まる必須項目
○	府行動計画では「府は～」で始まるが、市町村でも記載が望ましい項目
●	必ずしも項目立てする必要はないが、内容は、発生段階における対策に記載すべきも
△	必ずしも記載を求めないもの
府	府独自の項目